

監事報酬に関する規則

制 定 平成 24 年 2 月 11 日

改 正 平成 26 年 8 月 29 日

改 正 令和 7 年 8 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第 26 条第 2 項に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の種類)

第 2 条 監事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(監事報酬の限度額)

第 3 条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。

2 比例報酬は、県外出張 1 日当たり 1 万円以内とする。

(監事報酬の支給)

第 4 条 固定報酬は、社員総会で定めた額を月額に換算して毎月月末に支給する。

2 比例報酬は、毎月 15 日締めで当月末に支給する。

(期間計算)

第 5 条 固定報酬は毎月 21 日から翌月の 20 日までを 1 月として計算する。

2 監事が就任または退任した時期が前項で定める 1 月の中途であった場合の固定報酬は、在任の期間がその月の 21 日以上の場合は、当該月額分として第 3 条第 1 項に定める報酬月額を支給するものとし、それ以外の場合は、支給しないものとする。

3 前項の在任期間には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日を含むものとする。

(規則の改廃)

第 6 条 この規則を改廃するには社員総会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年8月29日より施行する。

平成26年 8月29日総会決議

監事1人当たりの固定報酬限度額	360,000円
-----------------	----------

なお、変更するまで社員総会決議を要しない。